

## 非常用自家発電設備機器仕様書

本工事は、非常用自家発電設備（以下、非発とする）の導入及び設備の設置を目的とする。

## 1. 概要

- ・基本工事は日中作業とする。
- ・停電や断水を伴う特別工事については事前に協議を行い、施設の運営に支障をきたさないように実施する。
- ・本工事は「令和3年度 地域介護・福祉空間設備等施設整備交付金」の採択を受けて実施するため、工事完了後の実績報告業務等に協力することとする。

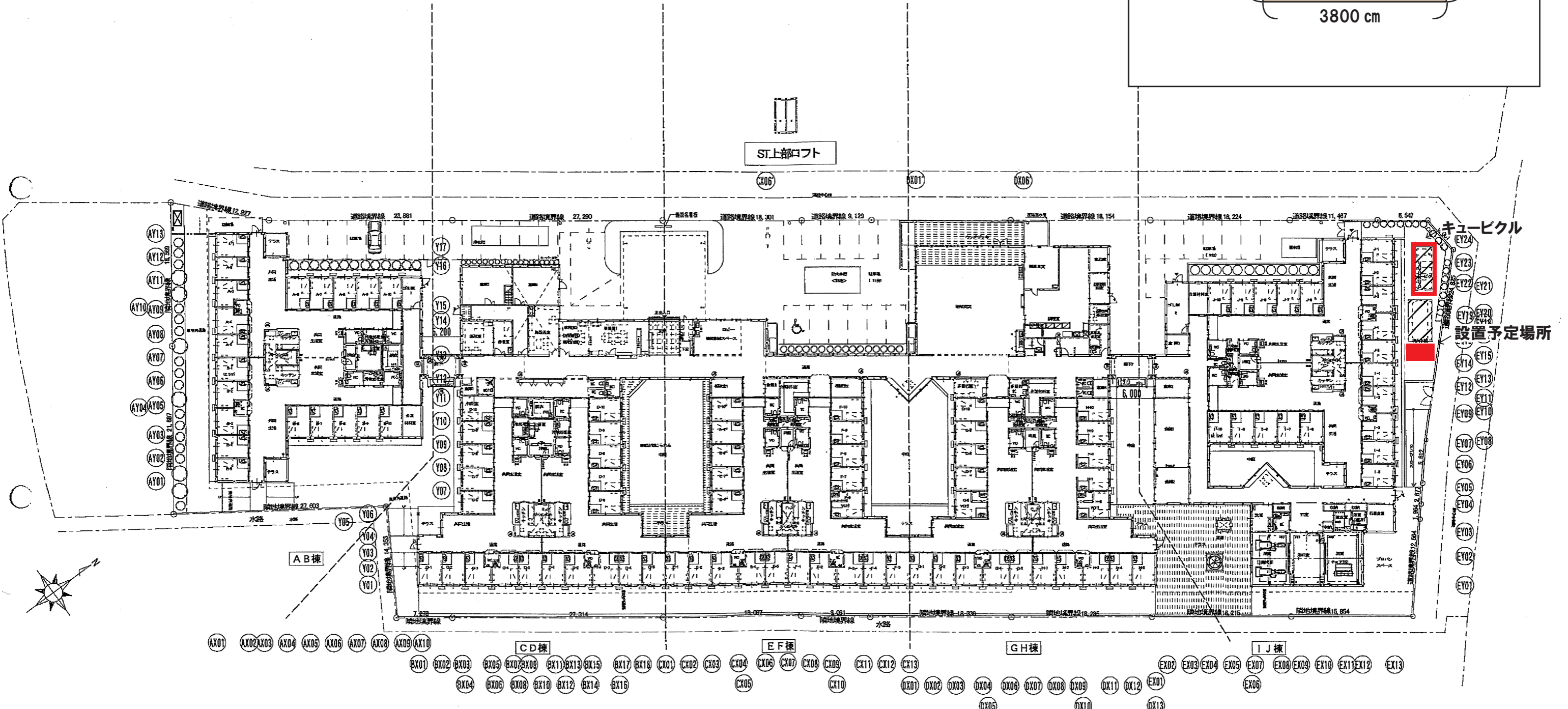
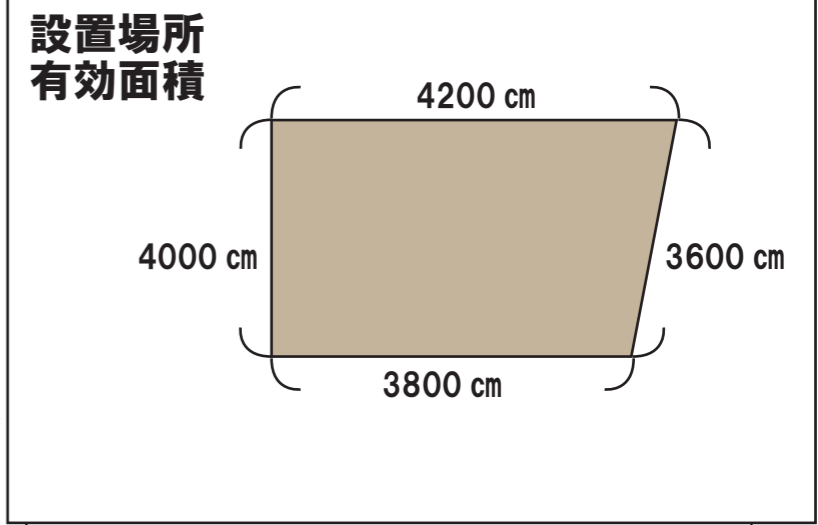
## 2. 機器

## (1) 新設機器：非常用発電機

ディーゼルエンジン発電機	
台	数：1台
内	訳：マルチ発電方式（三相4線式、単相3線式） 三相（最大）定格出力：50KVA 単相（最大）定格出力：30KVA 停電時：自動始動 復電時：自動停止 ※既存キュービクルに電源切替盤取付

## 3. 工程上の注意事項

- ・行政機関等関係各所への届出等、当該設備工事に係る必要手続きを遅滞なく行うものとする。
- ・施設運営に支障をきたさないように工程を計画し、発注者の承認を得た後に工事に着手する。
- ・施設利用者に配慮した工程を計画する。
- ・揚重作業に際しては請負業者にて、事前に発注者の承認を得た方法で近隣に周知する。
- ・苦情、自己の処理は請負者が責任を持って対処する。
- ・現場は常に清潔を保ち、材料等は散らかさないように配慮する。
- ・屋上に仮置きする資材等が風で飛ばされないように対策を講じることとする。
- ・火気設備等を使用する際には施設担当者に事前の了解を得て、火災防止対策を準備したうえで作業を行う。
- ・作業終了時には、現場及び現場周辺の整理整頓清掃を行うこととする。
- ・工事に際しては労働基準法及び関係法令を遵守する。
- ・個人情報を含めた情報の漏えい防止に対して万全を期す。
- ・工事に使用する用水、電力については必要最小限の使用となるように努力する。
- ・当該設備工事に係る機器のメンテナンスに携わる業者の選定については、業者の技術力及び経済合理性等を重視し、発注者に協力するものとする。
- ・その他、上記記載の無い事項については都度協議により決定するものとする。



キュービクル

設置予定場所

		日付	Job	担当	件名	図面番号
					図面名 配置兼平面図	